



安城市議会議員 石川つばさ通信 NO25

市政レポート

新安城

南北駅前広場再整備を検討



3月議会で、2017年4月1日から翌年3月31日までの新年度予算が可決されました。

その中に、「新安城駅駅前広場整備検討業務委託料」があります。新安城駅の橋上化に伴う駅前広場の整備方針などを定めるもので、800万円の予算がついています。あくまで整備の在り方を検討するものであり、実際の工事はもう少し先になります。

新年度に実施する内容は右記の通りです。

2017年度実施内容

- ・現駅前広場の問題点を確認する。
- ・整備方針を定める。
- ・概略平面図を作る。
- ・概算事業費を算出する。
- ・まちづくり協議会と調整する。

残業、前年度比 16%増へ

新年度一般会計当初予算では、職員の時間外勤務手当（残業代）が2016年度一般会計当初予算と比較し約16%増加しています。組織改編による異動を除く実質的な職員数は微増にとどまっているため、一人当たりの残業時間を増大させる計画であると言えます。

市はこのことについて、「2016年度当

初予算と比較すると確かに伸びている。ただ、2016年度は年度途中で増額補正を行っている。補正を踏まえた2016年度決算見込みをベースに新年度予算を算出した。」という旨の答弁をしました。

人によっては過労死ラインを超過しているのが安城市役所の現状です。現状に則した予算が妥当か、甚だ疑問です。

土壌問題の法解釈は？

住吉三丁目の住宅開発事業に関し、2月10日、業者が住民に出した書面に、「穴を掘った結果、がれき類・鋳物砂等が混在した土壌と分かった。掘り出した土は関係行政と協議し、産業廃棄物として適正に処理する。」という旨の記載がありました。

産業廃棄物として適正処理することは当然として、住民からは「掘り出した土だけでなく、穴の断面にもがれき類が見えている。あれはそのまま埋め戻してもいいのか？」という疑問が投げかけられました。この件に関し、3月議会では市の見解を問いました。



断面にがれき類が見える穴（地域住民のHPより）

市は、「掘り出していないのなら埋め戻しても問題ない。」と一度は答弁したものの、直後に「県に確認したい。」と答弁を撤回しました。

県、回答せず

ところが、市の問い合わせに対し、県は書面での回答を行ないませんでした。口頭でも、「掘り出した土は産業廃棄物として適正に処理しなければならない。」という説明に終始。肝心の、穴の断面に見えているがれき類については言及しませんでした。

断面のがれき類に対し県が明言を避ける中でも、工事は着々と進められています。厳しい言い方ですが、地域住民からすれば県が断面のがれき類の埋め戻しを黙認したと受け止めるのは当然です。

断面のがれき類は産業廃棄物として適正に処理する必要が有るか無いか、県には早急に認識を示すことが求められます。

養護老人ホーム、民営化へ

主に困窮高齢者が入所する養護老人ホーム（和泉町）が民営化される方向で、採算をとるためには45人の入所が必要とされています。採算をとるため、「お客さん（＝困窮高齢者）を増やそう」という歪んだ圧力が強まるのが懸念されます。

今年で国鉄民営化から30年、その陰の部分に関心が集まっています。今こそ立ち止まり、民営化神話を冷静に検証する時ではないでしょうか？

篠目中 立志の会



3月15日、篠目中学校で立志の会が開かれました。2年生が「これまでの振り返り、これからの生き方を考える」会で、スライドや寸劇が披露されました。写真は、各人が立志の決意を漢字一字に表した様子です。春からは3年生。益々の活躍を期待します。

ふつうに働いて

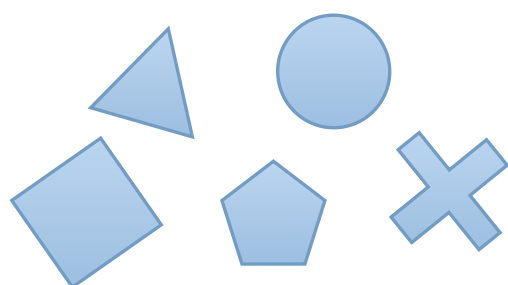
PART15

ふつうに生活する

近年、「発達障がい」という言葉をよく耳にするようになりました。

発達障がいは生まれつき脳の一部機能に障がいがあり、幼児のうちから症状が現れ、成長するにつれ、自分自身のもつ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることがあるとされています。

発達障がいには様々な種類があり、自らが発達障がいを持つことに気づかぬまま大人になっているケースも多いとされています。



愛知県精神医療センターに

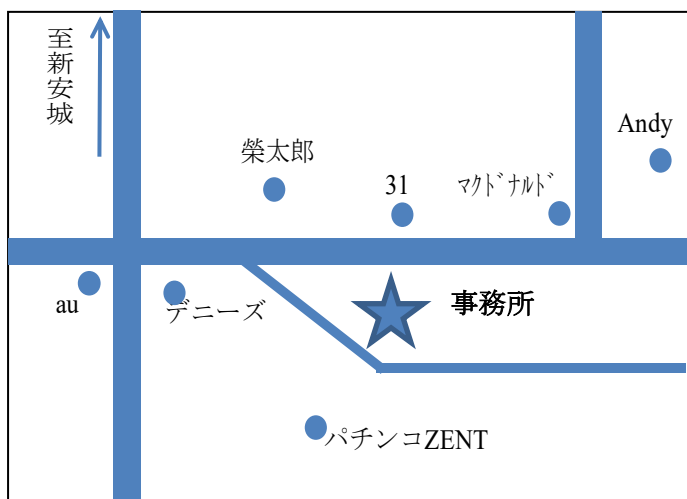
成人発達障がい病床設置へ

発達障がいを起因とした人間関係の不得手から鬱病になるなど二次的問題を招くこともあり、引きこもりの4人に1人が発達障がいを抱えているとの調査結果もあります。

県は来年2月、精神医療センター（名古屋市千種区）に成人発達障がい病床を設置することとしています。

市の調べでは、4床の病床を有し、12日間の入院で障がいの有無を確認し、その後の通院でカウンセリングを行い、生きにくさの解消を図るとされています。

まだまだ詳細は不明ですが、一人でも多くの生きにくさが解消されることが望まれます。



石川つばさ事務所

安城市住吉町荒曾根 1-245 アラズビル2F 南
電話 0566-98-6932
FAX 0566-98-6931
メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp

当事務所では職場・家庭の問題や法律の相談も行なっております。お気軽にご相談ください。